［加入者期間15年以上・60歳未満の資格喪失者］　　**脱退一時金（老齢給付金）受給にあたってのご案内**

　　　　　　　　様

あなたは、このたび住商連合企業年金基金の脱退一時金の受給権を得られました。当基金より脱退一時金として給付を受けることもできますし、将来有期年金として老齢給付金を受け取ることもできます。また、脱退一時金相当額を他の制度等へ移換して、将来通算した形で給付を受けることもできます。（ポータビリティ制度）

2022年9月改訂

第２年金

住商連合企業年金基金

下記の説明をよく読んで別添の「【第2年金】脱退一時金（老齢給付金）選択届」に記入し速やかに事業所に提出してください。＜提出書類＞ **【第2年金】脱退一時金（老齢給付金）選択届**　  
　　　　　　　　　　　　　　　　※選択肢によって追加書類がありますので、ご確認ください。

|  |  |
| --- | --- |
| １．脱退一時金相当額及びその算定の基礎となった期間（加入者期間） | 【第２年金】脱退一時金相当額　　　　　　　円　（退職時）  算定基礎期間　　　ヶ月 　（自 　年　月　日 ～ 至　　年　月　日） |
| ２．選択肢  （２）（３） 追加書類  ①一時金裁定請求書  ②退職所得の受給に関する申告書… マイナンバーを記入（事業所にて必ず確認してください）  ③退職所得の源泉徴収票（退職金がある場合。コピー可）  ※一旦脱退一時金での受給を選択しますと、その後他制度への移換変更はできません。  ※移換する一時金額は計算基準日により変動する事があります。  ※（５）～（７）は再就職先から「移換申出書」を入手し、基金まで提出してください。  ※（７）は国の厚生年金に加入することではありません。  ※（８）は国民年金に入することではありません。 | **＜将来、当基金より年金を受け取る場合＞**…60歳時から15年確定年金として受給  【第２年金】老齢給付金（年金）額　　　　円／年  **（１）60歳から全額15年確定年金として受給 又は 60歳時に全額一時金として受給**  **（２）退職時に一時金を部分選択し、残りは60歳から15年確定年金として受給**  ＊（１）または（２）の年金は、60歳までの間に一時金の受取時期を変更できます。その場合は申出時の年齢に応じた乗率で一時金額を再計算します。  ＊（２）は、25％、50%、75％の部分選択ができます。  **＜将来、当基金より年金を受け取らない場合＞**  将来、当基金より年金を受け取らない場合は下記ア、イのそれぞれの状況に応じて選択してください。  ア．資格を喪失した日から1年以内に再就職した場合であって、   1. 再就職先事業所が厚生年金基金又は確定給付企業年金を実施しており、かつ再就職先の年金制度の規約に脱退一時金相当額の移換を受ける旨の定めがある場合 または 2. 再就職先事業所が確定拠出年金を実施している場合   **（３）脱退一時金を速やかに受給**  **（４）企業年金連合会へ脱退一時金相当額を移換**  **（５）再就職先の確定拠出年金へ脱退一時金相当額を移換**  **（６）再就職先の確定給付企業年金へ脱退一時金相当額を移換**  **（７）再就職先の厚生年金基金へ脱退一時金相当額を移換**  **（８）国民年金基金連合会へ脱退一時金相当額を移換 (個人型確定拠出の加入者になる場合)**  **（３）～（８）のいずれかの選択が出来ます。**  イ．資格を喪失した日から1年以内に再就職し上記ア．以外の場合、または１年以内に再就職しない場合　(以下、該当例）   1. 再就職先の事業所が企業型確定拠出年金を実施しておらず、再就職先の事業所が厚生年金基金または確定給付企業年金を実施しているが、年金制度の規約に脱退一時金相当額の移換を受ける定めがない場合 2. 再就職先の事業所が企業年金を実施していない場合 3. 厚生年金保険の第２号・第３号被保険者(公務員)もしくは第４号被保険者(私学共済の加入者)になった場合 4. 国民年金の第１号被保険者（自営業者等）もしくは第３号被保険者（専業主婦）になった場合   **（３）脱退一時金を速やかに受給**  **（４）企業年金連合会へ脱退一時金相当額を移換**  **（８）国民年金基金連合会へ脱退一時金相当額を移換 (個人型確定拠出の加入者になる場合)**  **（３）（４）（８）のいずれかの選択が出来ます。** |
| ３．移換申出期限  **※他制度へ移換する場合は第1年金・第2年金を合算しての移換となります。（片方のみを他制度へ移換はできません。）** | 他の制度へ移換する場合は、喪失日から起算して１年を経過する日までに申し出なければなりません。ただし、厚生年金基金へ移換する場合は、喪失日から起算して１年を経過する日または移換先制度の資格取得日から３ヶ月を経過する日のいずれか早い日までに申し出なければなりません。なお、手続き中に１年経過しますと移換できない可能性がありますので、余裕を持ってご提出ください。  申出期限　　　年　　月　　日　（喪失日　　年　月　日　）  ＊上記申出期限前に年金受給権を取得することとなる方：年金受給権を取得する前に「2.選択肢」の(4)～(8)の移換が行われなかった場合には当基金より年金または一時金を受給することとなります。 |
| ４．退職にともなう脱退一時金受給時の税務上の取り扱いなど | ・退職にともなう脱退一時金受給については退職所得扱いとなり退職所得控除が適用されます。  ・確定給付企業年金から厚生年金基金または確定拠出年金へ脱退一時金相当額を移換した場合は、給付を受けるときに課税されます。 |
| ５．企業年金連合会の通算企業年金の概要  　選択肢（４）  ※企業年金連合会へ移換するまでの間は、予定利率は付利されませんので、ご注意ください。 | 企業年金連合会へ脱退一時金相当額を移換することにより年金の給付（通算企業年金）を受けることができます。   |  |  | | --- | --- | | 予定利率 | 脱退一時金相当額移換時の年齢に応じて以下のとおり。  45歳未満　　　　　 1.25％　　　45歳以上55歳未満　1.00％  55歳以上65歳未満　0.75％　　　65歳以上　　　　　 0.25％ | | 支給開始年齢 | 65歳。ただし、厚生年金と同様の経過措置あり。 | | 保証期間 | 80歳に達するまでの期間。ただし、脱退一時金相当額（残余財産分配金）の移換が65歳以降に行われた場合は、受換時年齢に応じて保証期間を逓減させる。 | | 事務費 | 定額事務費と脱退一時金相当額に応じた定率事務費が脱退一時金相当額から受換時に控除されます。詳細は、下記連絡先にご照会ください。連合会から他へ移換する場合、年金額の現価相当額に支払事務費相当分を加えた額を移換します。 |   ○連絡先　　企業年金連合会　年金サービスセンター　年金相談室  電話0570-02-2666 　(IP電話からは03-5777-2666)  ホームページ<https://www.pfa.or.jp/>  ○通算企業年金の年金額等は企業年金連合会のホームページの「年金試算シミュレーション」に「１．」に表示している脱退一時金相当額等を入力することでご確認いただくことができます。<https://www.pfa.or.jp/pwap/pub/shisan/nenkin> |
| ６．国民年金基金連合会の個人型確定拠出年金（iDeCo）の概要  　選択肢（８）  ※金融機関から「移換申出書」を入手し、基金まで提出してください。 | 企業を退職した被保険者が個人型確定拠出年金（iDeCo）に加入する場合に、国民年金基金連合会に原資を移換することができます。   |  |  | | --- | --- | | 運用 | 選択した運用関連運営管理機関から選定・提示された運用商  品に関する情報をうけて自己責任で運用商品を選択 | | 給付 | 老齢給付金、障害給付金、死亡一時金、脱退一時金 | | 支給開始年齢 | 60歳（加入期間が短い場合は61歳～65歳）～75歳の間で選択 | | 事務費 | 初回事務手数料および毎月の事務手数料が必要となります。詳細は、下記連絡先にご照会ください。（その他、運営管理機関、事務委託先金融機関が徴収する手数料があり、それぞれが定めるところにより、負担する必要があります。） |   ○連絡先　イデコ（iDeCo）ダイヤル　0570-086-105（ナビダイヤル）  ホームページ　<https://www.ideco-koushiki.jp/> |